

徳議発第 45号

平成26年3月20日

B型肝炎訴訟大阪原告団・弁護団

原告団代表 小池 真紀子 殿

代表者 長野 真一郎 殿

徳島市議会議長 須見 矩明



請願の議決について（通知）

あなたが提出された請願は、平成26年3月20日の会議において、次のとおり
議決したので通知します。

1 件 名 ウイルス性肝炎患者に対する医療費の助成の拡充に関する請願

2 審議結果 採択

[別紙意見書を内閣総理大臣、総務大臣、
財務大臣、厚生労働大臣あてに提出しました。]

以上

ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書

我が国には、ウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者・感染者が350万人以上存在すると推計されているが、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」において、国の責めに帰すべき事由によるものであると確認されており、注射器の連続使用による予防接種禍事件でも、司法判断において国の責任が確定している。

このような中、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在はB型・C型肝炎ウイルスの根治を目的としたインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されており、肝硬変・肝がんに対する治療については、助成の対象外となっている。そのため、重度の病態により就労困難な肝硬変・肝がん患者の多くは、経済的に苦しい中で高額の医療費を負担せざるを得ず、生活に困難を来している。

また、肝硬変を中心とする肝疾患は、身体障害者福祉法上の障害認定（障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため実態に即していないことが肝炎対策推進協議会でも取り上げられている。

さらに、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法においても、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされている。

よって、国においては、これらの患者を救済するため、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
 - 2 身体障害者福祉法上の肝臓機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月 日

徳島市議会